

べっぷの文化財

No.12

—— 八幡朝見神社 ——



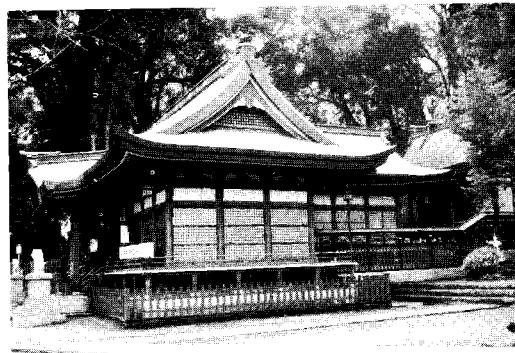
別府市教育委員会
別府市文化財調査員会

神社の沿革

安 部 巍

●社地と祭神

八幡朝見神社は、石垣原扇状地の南端を断層崖にそって東流する朝見川(豊後国志に「朝見川、一名速見川、源出・朝見郷立石村南。東行達・朝見北。過・別府・入・海」)の中流右岸、現別府市朝見2丁目15-19にあり、上畠と呼ばれる小台地を背にして東面し、市街地をへだてて海を望んで鎮座する。



八幡朝見神社

なお、社地には、市天然記念物のクスノキ・県特別保護樹林のアラカシ林をはじめ、樹高約25mの門杉2本があり、東方神社前の門前町は御幸橋を経て永石通りとなり海岸に達する。

社格は旧県社で、祭神は、大鷦鷯尊(おおさきのみこと…仁徳天皇)・誉田別命(ほなかけのみこと…応神天皇)・足仲彦命(たらなかつひこのみこと…仲哀天皇)・氣(息)長足姫命(おきながひらひめみこと…神功皇后)であるが、社地内には、菅原道真を祀る天満社・五穀を司る倉稻魂(うかのみたま)を祀る稻荷社・市杵島姫(いちきしまひめ)を主神とする嚴島社・先祖の神靈を祀る天祖社等が合祀されている。

神社に残されている神像は4体で共に木造であり、中世の作であると言うが、更に、厳密な調査がのぞまれるところである。

●地域の概況(古代)

神社の鎮座する朝見は、古くは和名類聚抄に記された朝見郷の南端部に当り、神社の西方50~100mの神域や住宅地からは、しばしば、組合わせ式の石棺が発見され、又神社の南東1500~2000mの金比羅山・芝尾・平原・陣場・矢の林・畑・宇土・亀の甲・田井田等には横穴古



墳が残されて歴史の古きを物語る。朝見郷については、続日本紀卷三十二(国史大系本)宝龟三年(772)冬十月十日の条に「去年の五月二十三日に、豊後國の速見郡敵見郷(朝見郷)にある山が崩れて、その土砂が澗に積り流れをとめたために、川の水が流れなくなり、十余日間もそのままであったために水量が増々増加し、遂に川を塞いだ土砂が決瀆し、流れ出したために、未曽有の大洪水となり、百姓四七人と家四三戸が漂没してしまった」。(原漢文)と記されている。この記録では、朝見郷が敵見郷となっており、古くは敵(アダ)見郷と呼んでいたことが、明らかであり、地名の語源を知る上で貴重な記録であるが、地名については、ここでは省略する。

●神社の鎮座

鎮座は、建久7年(1296)で、守護職大友能直が能登之助(國久に命じ、鎌倉の鶴岡八幡宮を勧請したことにはじまり、当時の社地は、現在地の西北龍ヶ丘(現別府市上原町一の出)であった。貞応の頃、現地に移り、八幡7社(田原八幡宮・深山八幡宮・木原八幡宮・大原八幡宮・鎮守八幡宮・若宮八幡宮・朝見八幡宮・府中若宮八幡宮)(神氏系図)の1つに数えられ、貞応2年(1223)には大友貞親が1300石を寄進し、以来、大友氏の外護をうけてきたと伝えられている。(「八幡朝見神社座居の次第」・「豊後国志」・「別府市誌」・「速見郡史」)が別に「朝見八幡宮の創建者は為朝である」とする説もある。

以上、巷間に伝わる諸説を総合してみたが、尚、多くの問題が残るので、当時の社会情勢についても若干ふれてみたい。

八幡朝見神社の鎮座する別府地方を総称した古代朝見郷は、平安時代に入って律令制が衰微し、公地公民制が崩れ、土地人民が、貴族や社寺の私有となるにおよんで朝見郷・石垣荘・竈門荘に分裂し、共に宇佐八幡宮の勢力下にあった。

弘安8年(1285)大友頼泰が鎌倉幕府に注進した「豊後国田帳」(田北学編「編年大友史料」正和以前)に、

「石垣荘 二百町

本荘 百四十町 宇佐宮領主神官名主等

別府 六十町 地頭職、名越備前左近太夫殿

朝見郷 八十町 宇佐宮領、地頭職土肥一王丸

竈門荘 八十町 宇佐弥勒寺領

本荘 五十三町 地頭職竈門次郎貞継

小坂村 十七町 大将法草堂別当僧都御房

平湯・立小野村十町并鶴見加納、大友兵庫入道殿」

と記されており、朝見郷80町が「宇佐宮領地頭職土肥一王丸」となっていることは、朝見八幡の創建と何か関

係がありそうで、問題となるところであるが、これよ
りさき、保元の頃(1156～1159)の宇佐大鏡、朝見郷の条に
(中野幡能氏は「保元2年か、3年であろう」とする)

「豊後国

朝見郷 田取 宮用作二丁」

為半不輸之、昔宮召物加地子五百九束、於宮物任國檢
田之定田、弁済國庫之、為保元年中半不輸之時丁別米
冊五丁下知之、当宮佐宮遷宮之時、依令懈怠當國役陳
慢、当國司時光爾役代、以当郷並田原別符向所之半不
輸領、永可被奉免不輸也、仍更不相交国役」
とあるが、「この頃、宇佐宮の大宮司は、平安末期に最も
権勢を振った宇佐公通であり」(中野幡能氏「別府市(神
社)」)と記されており、朝見八幡の成立を、朝見郷と宇佐
宮の関係をきりはなしで考えることは早計であろう。

なお、このことは、渡辺澄夫氏の

「朝見郷は、保元年中以前すでに半不輸の宇佐宮領に
なっていたことがわかる。即ち宇佐宮は、加地子五百
九束の収入権を有し、その負担関係は、末松百五十二
束四把・倉光三百三拾八束八抱・節丸二十八束であつた」(渡辺澄夫氏「莊園時代の別府」)

と言う考え方からも言えるところである。

●慶長期の災変と八幡

慶长期は、この地方(別府)にとって災変の多い時期だ
った。その第一は、慶長3年(1597)の地震洪水灾害・第
二は、同5年(1600)の石垣原合戦・第三は同14年(1609)
の石垣原騒動・第四は同19年(1614)のキリストン禁制で
ある。僅か20年の間に四つの大きな事件にそうぐうした
民衆は、その生活を守り、心の安寧を求めて神仏に頼ら
ざるを得なかった。以下簡単に事件の概略を追ってみる。

第1の慶長3年(1597)災害は、久光島が流没したと言
うのであるが、それは「豊府聞書」・元禄7年(1694)貝原
益軒の「豊国紀行」・白杵多福寺僧鉄帝の「別府湯記」・亀
川の「高橋系図」等に記されているだけでなく、正保4年
(1647)の豊後国郷帳(白杵市立図書館蔵)に高九百八拾
石九斗七合、横灘領、筑紫右近領分、先年大地震ニ減
ス」と記されており、大災害があったことは事実である
が神社との関係は、いぜんなぞである。

第2の石垣原合戦は、西軍豊臣方の將大友義統と、東
軍徳川方の將黒田如水とが雌雄を決して石垣原で戦った
合戦であるが、これは、東軍黒田方の勝利に終り、西軍
大友氏は敗北、豊後の大友支配史400年の幕を閉ぢる事
となり、この時期として、八幡朝見神社は、その外護を
うけることはできなくなつた。

第3の石垣原騒動は、石垣原合戦の余波とも言うべき
もので、北石垣に残る大友氏の殘党新左衛門と東畠弥左
衛門との騒動で、結果的には新左衛門の敗北となり、豊
臣方はこの地方からは完全に一掃されたが、その時、杵
築城主松井佐渡守康之は弥左衛門に対し、

「先年木付へ逆意仕候北石垣之新左衛門尉戰敗仕候段

神妙に被思召、依之横灘惡逆之者共敵所、道具類被遣
其上刀脇差被成御免候、向後弥可抽忠節者也。」

松井佐渡守康之(花押)

慶長拾四年十一月六日

東畠、弥左衛門とのへ

なおこの事件は、八幡朝見神社にとって大きな政治的
な意味を持つものであった。

第4のキリストン禁制は、直接神社と深い関係をもつ。
石垣原合戦直後、この地を支配した細川忠興は、慶長19
年(1614)キリストン禁制をおこないその転宗を信者にせ
まつたが、その時、村役人連名で提出した誓約書(起請文)
に、氏神朝見八幡大菩薩の名が、由原八幡大菩薩・
伊豆箱根両神權現・三嶋大明神・熊野三社大權現とな
らんでみえるが、同年2月27日の別府村・立石村のものには、

「天罰起請文前書之事

御郡中伴天連門徒之儀、被仰出候、勿論念ヲ入相究候
て書立申候、えこひいき仕一人も見のかし、聞のかし
仕間敷候……(中略)……別而氏神朝見八幡八菩薩……
(中略)……浮世更ニ御座有間敷候、依天罰起請文如件

慶長十九年二月二十七日

惣庄屋 助 永

同肝煎 藤七郎

立石村 助三郎

同 村 良 介

田村三右衛門殿

田中 角兵衛殿

と記されているが、同年同日の浜脇村・石垣村のもの
も同文で、浜脇村庄屋太郎八・同村百姓孫二郎・同村肝
煎彦三郎・石垣村庄屋孫兵衛・同村肝煎・同村頭百姓八
郎等の名が見える。

更に、同年3月9日には、浅見村兵吉と浜脇村新十郎
の転宗に際しての天罰起請文が浜脇村崇福禪寺の玄香和
尚より領主に出されたがその起請文には、

「天罰起証文前書之事

今度伴天連門徒御改ニ付而

浅見村兵吉

浜脇村新十郎

今迄きりしたんにて御座候つれ共、今月九日より我等
宗師と罷成候、此者之儀、向後迄我等請人ニ立申、若
相違之儀御座候とわき口より立御耳ニ候者、拙者ヲ可
被成御成敗候、其上

梵帝釈四天大王……(中略)……別而ハ氏神浅見八幡
大菩薩……依天罰起請文如件

慶長十九年三月九日 浜脇村崇福寺 玄香(花押)

田村三右衛門殿

田中 角兵衛殿

と記され、同じく浅見八幡大菩薩の名が見える。

●近世初頭

近世初頭が、朝見神社の復興時代であったことは、さきに記した慶長19年の起請文や、浜脇村崇福寺玄香の起請文によって明らかであるが、それから31年後の正保3年(1646)2月には神氏によって田嶋山長松寺が建立されたようである。「神氏系図」(大分県史料11)によれば、神政平は、その父直入居士菩提のために田嶋に、国東郡好徳山泉福寺の末寺として長松寺を建立し(別府市誌では「後元和式年、速見郡川南村興禪院住職茂伝和尚の徒泰傳と云ふもの遂に当寺を再興し萬年山長松寺と改山……(大略)……」更に24年後寛文10年(1670)神主政利(源太夫)代には、地頭筑紫信門が朝見神社の拝殿並に神楽殿を再興するため、別府村庄屋堀伊助、浜脇村庄屋荒金権左衛門、田野口村庄屋永平左衛門等と謀り社殿を再興し、(昭和8「別府市法」)、更に26年後の元禄9年(1696)には、神主神正規が、別府堀助之丞、朝見村甚左衛門、田野口村荒金久左衛門と謀って、神殿ならびに樂堂を新築し、同年4月1日には盛大な遷宮の祭事を執行し、6年後、元禄14年(1701)8月11日至って神主は、四組木綿手繩懸用の特許状を神祇宮領ト部家より拝領した。

(朝見八幡宮文書)



松原行幸所神殿

●近世中期

元禄14年(1701)、神主が特許状を得てから後約50年を経過した近世中期末、明和・安永・天明の頃になると社勢は急速に進展したとみえ、社地の拡張が次々とおこなわれる。

以下順をおって、当時の社地拡大の有様をたどってみると、

明和5年(1768)4月2日、浜脇村迫の忠左衛門が田地(地積不祥)を朝見神社の御神地として寄進し、浜脇村名寄帳に記載したことが田地寄進状(「朝見八幡宮文書」大分県史料11)に

「右田地、此度朝見八幡御神地ニ永代ニ寄附致候所、少茂相違無_御座_候、依レ之浜脇村名寄帳面ニ茂、右之譯委細ニ書記、尚又四ヶ村御庄屋御印形ニ而寄附致置候得共、後々未々ニ至迄、少も龜末ニ為不」

相成_、継紙を以寄附証文指上置申候、仍而如件、

寄附人浜脇村追

忠左衛門(黒印)

朝見宮御神主

神 河内守 殿

と記されているが、忠左衛門は更に8年後には、明和5年寄進の土地から生ずる利益の使用について、作植の半分(作柄の半分のことか)を祭礼に、残り半分は何によらず神用に使用することの可否を神主神河内守に送っているところをみると、神社に対してかなりの発言力を持っていたことが推察される。

なお忠左衛門請状(「朝見八幡宮文書」「大分県史料」)には、「先達而拙者致寄附候当村高御神田作植之後半方、去二月十月兩度御神事之節入用錢ニ相極候間、向後右半方之分、御勝手次第二御引取、御祭禮御勤可被成候、勿論相残半方者、御差配被成御取上置、何によらず御神用之節、御用イ可被成候、右之通相極候上者、未々違乱申間敷候、為後證印形之一札、仍而如件、

安永五年申九月

浜脇村寄附主

荒金忠左衛門

朝見宮神主

神 河内守 殿

前書之通、未々故障為無之、奥印改置候 以上

浜脇村庄屋 荒金八郎右衛門」

と記されているが、更に当時の状況を知る上で貴重な記録がある、

これは、朝見村の組頭新兵衛(一の出)が受人となり、同村甚右衛門の土地を神主河内守に売渡したことと示す永代売渡田地證文事(「朝見八幡宮文書」大分県史料11、速見諸家文書)に

「 永代売渡田地證文之事

字松原

一 下々田十三歩 高三升九合

此度四拾文錢七百目定

右者、御神田ニ而有之候處、故有之、拙者方江致所持居申候、然所無據差支、右同地御方江売渡書面之代錢、慥ニ受取申候處實正也、然上者御年貢方諸出銀御公役等迄、一式御方ヨリ御勤可被成候、尤此田地ニ付、脇方ヨリ差構無之候、為後日請人加判同地売渡證文、仍而如件、

天明六年午三月 朝見村売主 甚右衛門(黒印)
同村組頭受人新 兵 衛(黒印)

朝見村

河内守 殿

」

と記され、甚右衛門が、よんどころなき事情のため、松原の「下々田拾三歩、高三升九合」は、もともと神田であったが、此度び、「四拾文錢七百目」で売渡し、代金は受け取ったと言うもので、これは、社運の上昇を物語るもの

であるが、更にそれより後、天明8年(1788)には盛大な10月祭典がおこなわれたことが「八幡宮御神事覚」(朝見八幡宮文書)に記されている。

●近世末

近世末初頭、享和3年(1803)の豊後国志に「浅見八幡祠在朝見郷朝見村、大友能直所創」と記されている(異説有)が、その後、文化・文政・天保の頃は江戸時代を通じてその最盛期であった、以下事象を追って略述する。

文化4年(1807)6月16日、神主は卜部家より衣冠束帶の特許状を附与され、文化7年(1810)9月には、別府市竹田屋九兵衛の肝入りで、計屋長兵衛・計屋繁右衛門・魚屋作八郎・米屋七左衛門・天満屋三郎兵衛・府内屋太郎兵衛・竹田屋又兵衛・米屋平四郎・満足屋喜兵衛・萩屋市郎兵衛・辰巳屋武兵衛・畠菅屋市三郎の12人が、一枚「府札式拾目」の八幡宮御輿御鏡12面を寄進していることか「御神鏡寄進帳」(大野六郎文書)に記され、文化10年(1813)には、神主神陸奥守正容、別府庄屋高倉曾右衛門朝見庄村屋堀卯一郎、浜脇庄村屋荒金猪之助、田野口庄村屋荒金快助等と謀り、大願主大葉占屋荒金市郎、資を據出し、神殿・拝殿ならびに廻廊一宇を造営したが、更に天保11年(1840)10月8日には、賑々しい浜出行列の祭典等々、大行事。大行列が次々とおこなわれ、正に朝見神社の最盛期と言うことができるが、その間、文化9年(1812)、神陸奥守の死去や、文政11年(1828)10月11日、大友義路の参詣などがあった。



●近代

以上江戸時代末までの八幡朝見神社について概略を記したが、明治以後については、別府市誌(昭和8年)に、「……(上略)……王政維新慶応4年4月、朝廷令して神仏を分離せしむ。」

明治6年村社に列せられ、別府、浜脇の総社となる。明治11年神殿に多少の修補を加ふ。大正4年11月9日、社掌神喜久男陞格願書を提出し、大正7年9月12日を以て郷社に列せらる。此の間、氏子總代和田彦蔵、磯沖菊蔵、河村徳一、神沢又一郎、高橋欽哉、小縣虎市及日名子大郎等頗る奔走尽力せり、ついで、工費約7万円を投

じて社殿を改築し、大正11年10月竣工す、更に工費約4万円を費して、昭和2年5月斎殿、竈に能楽殿の新築造営あり、高慶碧藻、朱爛燐として一段の森巣を加へ来れり

神殿 渡殿 拝殿廻廊 神樂能樂殿 斎殿 倉庫二
松原行幸所神殿 同拝殿 境内九百十二坪宮有地第

一種境内附属地千二百八十四坪宮有地……(下略)……」と記されているが、中でも大正11年(1922)の改築工事は、その規模において明治以後最大のものであり神社の様相は一変した。

なお、同年10月5日の落成祭には、夫々の係に応じて委嘱状を渡してその成功を期したが次に記す委嘱状は大野弥市に渡したものである。

「 大野弥市

御改築落成祭接待係ヲ嘱託ス

大正十一年十月五日

(朱印)

郷社八幡朝見神社々務所□」

以上、大正末記まで、神社の歩みについてその概略を記したが、この時期には、神社西北の駐車場・大鳥居を除いて神域や社殿の配置は現在の神域社殿と大きな差異はなかった。

●近代末(昭和前期)

昭和前期は、神社にとって特殊な時期であった。戦乱渦巻く激動のさ中、祈願祭などが盛におこなわれた時期であったが、特に、毎月1日の月次祭、15日の月次祭は多数の参拝者をむかえ、盛大にとりおこなわれた。なおこの月次祭には例年参道に、土産品店、野菜売り、花売り、おもちゃ売りなどの店が朝早くからならび祭り気分を一層もりたてた。参道脇の手洗鉢が完成したのもこの頃である。

●現代

昭和20年(1945)戦争が終結した、「日本の敗戦」という結末であった、その結果として神社神道は、国家の外護をうしない、神社自体による復興を余儀なくされ、神社経営上からは苦難の時代であったと言うことができよう。ところが、昭和26年(1951)4月3日「宗教団体に法律上の能力を与えること」「信教の自由の尊重する」の2つの目的から宗教法人法が法律第126号として公布されてから、法の精神にそって社務を処理し今日に至っているが、その間に、日豊線の複線化にともなう永石通りの大鳥居移転や、お札所社務室の建設などがある。

八幡朝見神社のまつり

「朝見宮御神事」(1749)より

八幡朝見神社の祭礼に関する記録については、建久八年の古記録が現存する最古のものである。これは、朝見八幡が、建久七年に鎌倉の鶴ヶ岡八幡を勧請したことになっているので、その翌年の記録ということになる。朝見神社の祭礼神事は、この記録によると、

「鎌倉之以神例当社之神役ヲ勤者也」

と書かれているので、爾後、朝見神社の祭礼は、祭祀の組織・運営とともに鶴ヶ岡八幡のしきたりにのっとってとり行なわれるようになったものと解される。

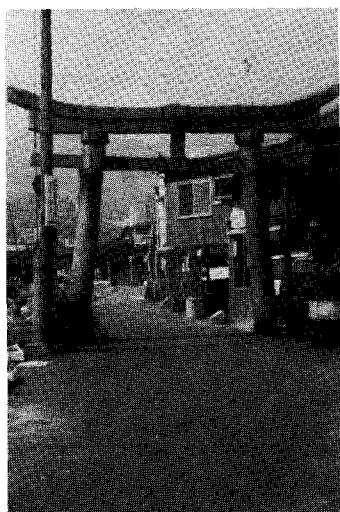
ここに紹介する朝見宮の祭礼は、寛延二年に先例にもとづいて書かれた「朝見宮御神事」によるものである。

祭例神官組合

神官は祭りをとり行なう神主を助けて、供饌や饗應を一切うけもつ役で、いはば頭屋にあたるものである。組合は宮座と解される。「神官は、後に神官組合の株座がこわれ、神家制になったことからジンガと呼んだものと思われる。」

平原 末友 流 峯 徳久 家近 徳丸 田渕
堺 所屋敷 行本 太郎丸 鳴川 中瀬 庄司
柿木 庄司 郷殿石

以上十七の組合があり、これらの部落は毎年順番に



旧参道の一の鳥居(庚申仏)

寛政三年に、別府村の荒金市郎兵衛が寄進をした鳥居である。手前が少し広いのは神幸のときの御休所にしたからである。今では市街地に残る最も古い鳥居となった。

入江秀利

当座本となり、決められた家の神官が祝(ホウリ)となり、祝を助ける相祝(アイホウリ)の力添をうけて祭りをとりしきった。(祝は祝本、祝部とも書く)

九月初旬 祭酒造込

祝は九月初旬に酒部屋を建て、神主の御祓をうけて神酒の醸造を行った。

九月二十八日 神酒口明

先例にしたがって、神主と相祝立会のもとに祝が御神酒の御口明けを行なった。

- ・後に、庄司の堀家が甘酒を醸造して特別の徳利に入れて神社に奉納するようになった。
- 口明けが後ると、祝(祝本)より、29日に魚座、10月2日に大座の家々へ袴着用の使者を出した。
 - ・魚座は浜脇の七家が、大座は、組合の神官の外に歳大明神の宮座「上下十式人」、「畠八人」と神主・大宮司・命婦・幣太夫・地頭代役・市井手・赤野・庄司・中園・節丸・野口・浜殿原の諸家が参加した。

十月朔日 魚座

浜脇で魚座の寄合が開らかれた。出席座中は、七家の外に神主・祝・相祝・鍛治屋が同座した。

・魚座の料理

初 献	こんにゃく 酒粕あえ
吸 物	里いも 大こん
餅 小豆雑煮	大根 酢あえ付ル 飯椀

- 魚座より、3日の大座の際に行なう「真那板」に供する大鰯四枚とその他肴を出した。(鰯が間に合わぬ時はブリを出した。)

十月三日 大座

朝四ツ時 (午前8時頃)

浜殿(現松原の御旅殿)に忌竹を立て、神主の御祓がある。忌竹は枝つきの竹を二本立て、注連縄を張る。このときの御神酒・注連縄・御祓米一升五合は当座本より出した。このことをオハケオロシとも言った。

朝四ツ時 (午前10時頃)

当座本の家に前記の人々が参加して大座が催された。座居は、神主側の上座に神官が並び、神主の正面に歳大明神の「上下十式人」と「畠八人」が並び、拵

形に着座した。座居の位置、序列は格式があり、座居の図が残っている。料理は三献であるが、神主・大宮司・地頭代役と市井手には別に組膳が出された。(座居図後掲)

- 組膳が出されると、当座本の門前に忌竹を立て、注連縄を引き、神主の前に御祓道具をゆり(楕円形の底の浅い桶または曲物の容器)に入れ、祓米一升を添えて差し出す。やがて大宮司が門を明けると神主の御祓があり、一同が御神酒を頂いた。
- 大座の直会は、宮役四名が上下着用して給仕にあたった。
- 真那板

「真那板 大鯛式枚宛乗て出之

但 真那板持出候宮使式人上下着 右宮使者四人之外也

右 神主、地頭代役之前双方江庖丁有之 其上ニ而右之肴座中江引 神主、地頭代役両所ヨリ料理致候人ニ 右両人ヨリ銘々ニ盃有之 座中初献ヨリ増献迄盃飯椀ニ而拾四返廻之」

十月七日

昼七ツ時 (午後4時頃)

宮ノ前・一ノ鳥居・南入口・浜の四ヶ所に忌竹を立て、注連縄を張った。同じように、浜仮殿、御供屋、御休所、舞台へ注連縄が張られた。



延喜五年(寛延元)の村絵図

図の右下の松林に囲まれた社殿が御浜殿である。また中央部に近い社殿は住吉神社と思われる。

朝見川の川尻に砂州が発達していたようすがわかる。

十月八日 御浜出

朝五ツ時

- ・当座本より荒蕪四枚奉納した。
- ・当座本より「宮籠男」が1人出て、祭の諸道具を運搬し、鎮座の準備をした。この宮籠男は、八日の御幸より十二日の還御まで浜殿に籠り、毎朝の供饌を勤めた。毎朝の供物は当座本より出した。

御神幸 (行列)

天保11年の「御浜出行列之次第」に書かれている行

列の供饌をあげると(「御祭順番控帳」によれば、天保十一年庚子十月の祝本は徳丸の宗助であった。「当年八日、九日雨少々ふり候へども さしつかえなく相勤申候」とある。)

(先達)	浜殿原	
鎌持	三人	浜脇・田野口・朝見村
猩々緋持	一人	別府村
御弓持	一人	朝見村
御長刀持	一人	"
御笠持	一人	"
御鉢持	一人	"
龍頭持(たつがしら)	二人	浜脇・田野口村

騎馬

壹	御神馬	口付式人
弐	堺	(神官)
参	平原	"
四	徳久	"
五	大炊	(朝見神社の分家神主)
六	相模	"
七	伊織	"
八	淡路	"
善神王		(武内宿弥で、くの字に曲った木彫の御神体)

九 帆太夫

潮清メ 二人
太鼓役 三人

御太刀

御先几帳

御神輿昇 四ヶ村 拾式人 一村三人宛

十 大宮司

十一 神主

十二

十三

十四 押エ役

机持

菰持

幕持 () は筆者注

・ 押エ役は地頭代役が勤めた。古老の伝え聞くところによると、たばこ屋(別府市の豪商)の荒金氏が、槍一筋たづさえ騎馬で参上した。押エ役の権力が強く、荒金氏が参上しなければ神輿はお立ちになれなかったそうである。

・ 天保11年の御神幸には、別府村16人、浜脇村15人、田野口村14人、朝見村21人の総勢56人で、各村馬二疋あて出している。

・ 御神幸の経路は、御幸橋を渡り、朝見川沿の土手道を下り、庚申仏の鳥居をくぐり、川岸の道を下って旧国道(立田町)を北進して今の永石通りに至り、浜の方に下って今の中浜筋を松原へ南進し

て御浜殿に御着きになった。この御神幸道が、朝見・田野口・浜脇・別府四ヶ村の村堺であったといわれる。休所には神輿の台石がしつらえてあつた。

- 御神輿が浜殿へ鎮座すると、小豆ひきまめしの鏡餅二重ねと御神酒が供えられ、神樂が三番奉納された。

- 神樂が終ると舞台で大座の座中の直会があった。初獻の後に神主の御祓があり、終ると「引懸餅」が出された。

・「引懸餅」とは、餅を薄く伸ばし、小豆の煮汁に浸したもので、飯椀のふちに引懸けて供したので引懸餅の名がある。近代では、小豆の煮汁に浸したものをおの上で干しあげ、氏子に大麻と共に配っていたが、今は行なわれていない。

- その後、御供米二俵(一俵三升三合入)が当座本より差し出され、神主と神官達が立会って改め、御幣を差して神前に奉納し、一同御神酒をいただき直会がお開きになった。

八日の夜 余社の衆が立会い神樂を奉納した。

九日 御神事

朝四ツ時より昼八ツ時まで (午前10時～午後2時)
五ヶ所の社人が立会い神樂を奉納した。

昼七ツ時 宮めぐり 流鏑馬

「畠八人」のうち四人が騎馬で宮めぐりをした。その後小野北の者が流鏑馬をした。このとき他の三人は騎馬で介添の役を受けもった。

流鏑馬が終ると、神主・地頭代役と畠の四人が舞台に座居し、吸物と御神をいただいた。神酒は、神主と地頭代役は白木八寸足打に乗せたかわらで、四人はぬり膳に御供屋にある椀でいただくことになっていた。

同刻 神相撲

山下屋敷の者が、神主を相手に相撲を奉納した。神主との相撲が終ると、山下屋敷の者により独り相撲が行なわれた。行司は田渕が行ない、次第園が奏者をつとめ地頭代役より扇子箱が贈られた。

・流鏑馬の小野北(畠八人)、相撲の山下屋敷(上下十式人)、行司の田渕(神官組合)、奏者の次第園(上下十式人)はそれぞれ株持ちで、代々この役を勤めた。

同刻

地頭代役は廳ノ屋(テウノヤ)に入り、神官組合の者と上下十式人が、神殿右脇に荒菰三十三枚敷き座居して御供の御神酒をいただいた。この菰のことを俗に「ひつしきの菰」といった。これは、浜殿原が催す直会である。

十月十日 宮相撲

朝見・田野口・浜脇・別府村の四ヶ村の村人による

宮相撲がおこなわれた。世話役には四ヶ村から頭百姓が一人づつ出てとりしきった。四本柱、土俵は10日の朝こしらえた。

十月十一日 御休 年によっては神樂が十二番奉納された。

十月十二日 還 御

還御の行列には、新しい鞍を置き御供米を負わせた牡牛の口取男と、ゆり持の女の二人が加わった。

十月十三日 御祭上ヶ 種渡し

朝の間に、神主・祝・相祝・来年の祝本が寄合い、板敷払いが催された。朝飯後に来年の祝本に種渡しと、帳面の引渡しを行ない、当年の祭が終了した。

魚座七人は、大座の「真那板」の鯛と肴を献上する社役を受けもっているが、そのおこりは、古祭礼記録の下段にあるように、八幡の勧請にたづさわった漁民である。この魚座は近世まで八幡の被護を受けて漁労特権をもつ株座として存続した。

歳大明神上下十式人は、浜脇の崇福寺の裏手に鎮座する歳神の宮座で、

鳥越 山下屋敷 次第園 小屋敷 萩原 井手小屋敷
赤松 陰木 隠山 坂本 柳 末友

の部落が属していた。

畠八人は、朝見八幡の後背地一帯に散在する部落で、

小野北 小野南 竹脇 小平 棚林 歌舞楽女
上菅小野 下菅小野

などであり、神饌田畠があったと伝え聞くが、現在でも重要な氏子である。

次に建久八年の古祭礼記録(写)をあげる。なお周辺に列記された字名は、大座における着座の位置である。

(後後に書き改められた記録によると、宮部は命婦、小使は庄司となっている。また、大座の座居の格式は、破損・擦消のため判読し難いので写しのものをとった。) (次ページ参照)

この稿を書くにあたり橋本対楠氏に御教示をあおいだ。

建久八年古祭礼記録(写)

太郎丸	三郎冠者	御行御供神官勤メ也 カインエ左平原右末友御行馬之口取野口筋丸 神官馬場之座居コモヲ敷御酒御供ヲ頂キ成就スルナリ
流	十月三日座居之次第	
徳久	□□□□□□□	
鎌倉之以神例	當社之神役ヲ勤者也	
堺		
末友		
大宮司		
命婦	大友豊前前司左近将監能直	
神主	当國ヲ給リ就御下着御神	
平 原	鶴ヶ岡八幡大菩薩ヲ建久七年丙辰	
家 近		
田 潤	十月九日朝見八幡勤請給云云	
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		
九		
古 同		
本		
行 本		
中瀬戸		
峰		
三		
版 暈氣		

八幡朝見神社の文化財

藤内喜六

表参道の御幸橋を渡り第一の鳥居をくぐる。

①第一鳥居（昭和10年 奉納者 近庄六）

参道の両側は、商店が軒をつらねて、門前町をなしている。昔は、枝郷方面からの間道が通っていた関係上かなりの賑わいがあった。次にくぐるのが、

②第二鳥居（明治24年 奉納者 別府浜脇氏子中）

これより敷石の参道となる。敷石の途中に、「ヒョウタン型石」と「サカヅキ型石」があり、初詣の折に、これを踏むと縁起が良いとか、「サカヅキ」を踏むと下駄の鼻緒が切れるとか、子どもの頃いい合った記憶がある。

③第三鳥居（昭和3年 奉納者 一之出高橋家健市）

この鳥居をくぐると、すぐの石段があり上段部の両側に小さな石柱がある。銘には、

④嘉永3年夏月（1850）敷石 荒金市郎兵衛通久

これは、別府村のタバコヤが全盛時に寄進したものであろう。

これより、右手石垣沿いに行くと、

⑤国東型宝塔4基と庚申塔1基

が等間隔にならんでいる。更に右手の小参道の右脇に、

⑥大乘妙典塔 元禄10年（1697）

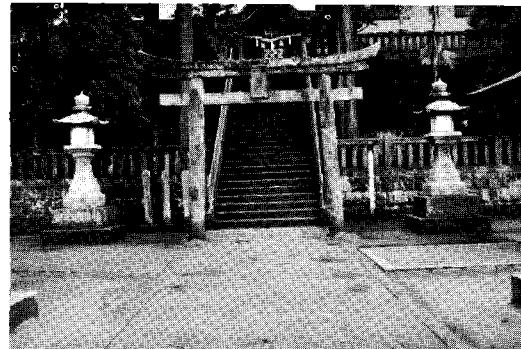
が庭木に囲まれて南向きに立っている。再び、第三鳥居までバックし、石段を登ると、再び小石柱がある。



⑦奉寄進敷石 嘉永五歳季2月別府婦し（1852）

の銘がある。寄進者は別府村のタバコヤ一族の婦人ではあるまいか。

さらに石段を登り、樹齢数百年といわれる門杉の間を通り抜けると、第四の鳥居がある。



第四鳥居 嘉永元年（1843）

⑧第四鳥居

（左柱前）播磨別府村住 松尾某甲

（左柱後）夫力別府朝見両村

（右柱前）嘉永元季戊申秋八月建（1843）

これと並んで石灯籠が一对奉納されており、

⑨石灯籠 奉納者 荒金市郎兵衛通亮 文政2年己卯年正月（1819）

通亮は前記の敷石寄進者である別府村タバコヤの文政年間の当主である。なかなか風格のある灯籠である。また石段となる。石段の途中、左側の石垣の中ほどに石柱が立っており、

⑩石垣寄進 嘉永五年（1852）

萬屋儀助、岩田屋安次郎、紀野屋与助

の刻銘がある。このころ、神社の大改修がおこなわれたらしい。

石段を登りつめると、正面が拝殿・本殿となっている。拝殿の南側に神楽殿がある。この神楽殿は構天井となっており、流麗な絵が画かれている。作者は不明であるが江戸期の地元の画家の作であろうかと推定される。本殿の南側に境内社としての嚴嶋社（祭神は市杵嶋姫命）が祭祀されている前に破損をしているが、

⑪石灯籠 奉納者 大野伝兵衛 佐藤勝徳 弘化2年（1845）

がある。本殿の裏をまわり、北側に出ると、常に一定量の水が流出している。

⑫萬太郎清水

がある。（伝説の項を参照）その右奥に境内社としての天満社（祭神は菅原道貞）があり、前に石灯籠が一对建っており、

⑬石灯籠 奉納者 高橋良右衛門 神宗助 天保13年（1842）

の銘がみえる。尚さらに、社務所の横をぬけ裏参道に出たところに一对の影りのみごとな

⑭コマイヌ 奉納者 大坂丸屋弥右衛門、別府栄久丸増
右衛門外多数の名前がある。

別府と大坂の回船問屋仲間の海上安全を祈願したものである。ただ惜しむらくは、石質が安山岩系統のため剥離がすんでいることである。早急な保存対策がのぞまれる。

同じ場所に、石灯籠が一対あり、

⑮石灯籠 奉納者 神金右衛門 高橋新左衛門 高橋太
兵衛 高橋伊右衛門 天保11年(1840)と陰刻
がある。

本殿及び拝殿の南側に厳粛な境内林の中心となっており、御神木として古くから保護されているところの

⑯大クスノキ (市天然記念物)

がある。胸高幹囲1100m、樹高約25mで市内で生育するクスノキの中で最もすぐれている。それをとりまく境内林は、

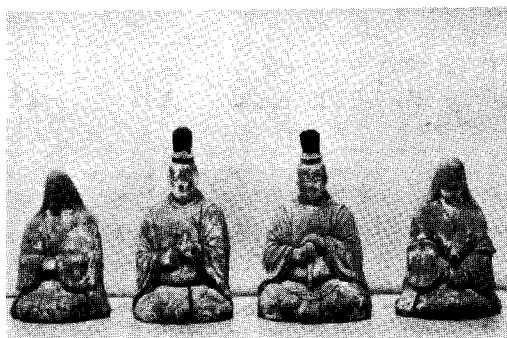
⑰八幡朝見神社のアラカシ林

として、県特別保護樹林、市天然記念物、市生物環境保護地区の指定をうけている。

以上が現表参道の一の鳥居よりひとめぐりしてきた順序であるが、区画整理以前の旧参道をとおると、旧一の鳥居として、

⑱旧第一の鳥居 奉納者 荒金市郎兵衛通吉 寛政3年
(1791) 銘のある古鳥居が残っており、旧参道のおもかけを伝えている。

次に宝物を拝観させていただいた。



鎌倉期の御神像

⑲御神像四体

四体のうち、二体は男子神像で高さ42cmと40cmとほぼ同じ高さであり、ともに衣冠束帶型の座像である。二体は女子神像で高さ32cmと30cmとほぼ同じである。四神像とも一木造りで、鎌倉時代の作と伝承されている。

⑳カブト

源頼朝が大友能直に下賜されたものと伝えられる。記録には次のように書かれてある。

従

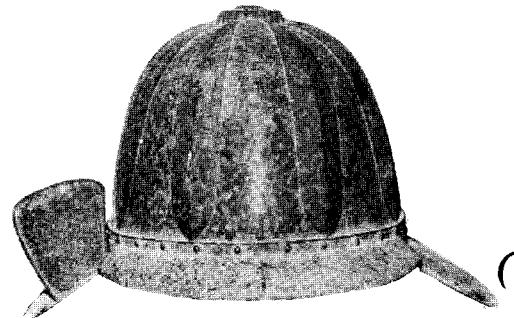
源朝臣頼朝公 高祖能直公江所賜之兜当社朝

見八幡宮勧請之上奉納之由申伝旨今般我等參
詣之序令拝見處無相違者也

文政十一戊子年 大丹次郎義路 (花押)

十月八日 (1828)

神陸奥守殿



伝 源頼朝より賜わる兜

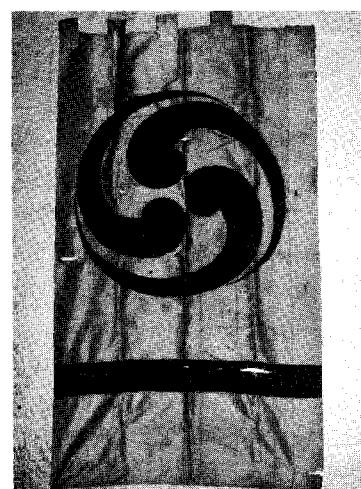
㉑臺股古鐵一本 伝楠木正成公所持品

㉒古鐵柳葉一本 伝木村長門守重成所持品

㉓小旗

タテ1m25cm、ヨコ70cmの白絹の中央上部に朱布の三ツ巴を配し、その下部に同色の横帯を配しており保存箱の奥書は後藤頼田である。

伝曰、吉弘嘉兵衛尉統幸主石垣原之役所持云云
安政六年(1859)卯月後藤真守秘之



吉弘統幸使用の小旗

㉔石垣原古戦場之図

後藤頼田が嘉永二年(1849)九月十三日(石垣原合戦より250年後)に写図したもので現在は掛軸に仕立てあり、合戦研究史料として有名である。

㉕兜図版本

㉖の兜図の版本で2枚4面となっており、後藤頼田作

である。

⑥神鏡 文化七年作(1810)

7枚あり、各神鏡の裏側に願主名等が陽刻されており
願主は別府村の住民である。

(1)宝永二年乙酉年之御鏡依亡失新に鋳之

文化七庚午年十月吉日 願主 魚屋 治八郎

(2)同 文

〃〃 天満屋三郎兵衛

(3)〃〃

〃〃 計屋 繁右衛門

(4)〃〃

〃〃 米屋 七左衛門

(5)〃〃

〃〃 辰巳屋 卵吉

(6)〃〃

〃〃 烟管屋 市三郎

(7)〃〃 米屋 平四郎

(8)〃〃 計屋 長兵衛

⑦中世文書4卷

中世文書を巻子仕立にし、全部で4卷あり、大分県史料に掲載されている。

⑧近世文書

江戸期から明治までの神社関係等の記録で、約200通の史料が保管されている。特に建久八年の古祭礼の写史料は、八幡朝見神社の古祭礼式の研究上特に貴重な史料である。

その他多くの宝物があるが、紙面の都合で割愛した。

八幡朝見神社の伝承

後藤武夫

(一) 神靈餅ヶ浜上陸伝説(八幡朝見神社)

大友左近将監能直は、鎌倉幕府、源頼朝の命を受けて豊前、豊後の守後職兼、鎮西奉行として豊後下向の総軍勢は、千八百余騎であり、これを引いて陸路鎌倉を出發して周防ノ国大島津に着いて軍備をととのえた。

この時能直は、故郷の鶴ヶ岡八幡宮の御分神を能登ノ国久に命じて勧請して自分の守護神として、この軍団の護衛のもとに奉持させた。軍団の行列は大島津から軍船に移乗して豊後ノ国浜脇ノ浦辺に上陸した。

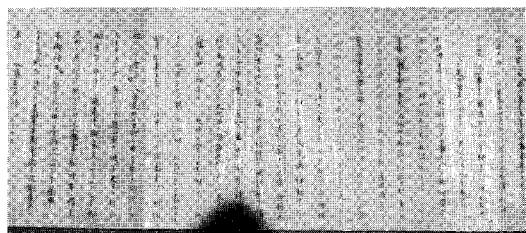
神靈は、文字ノ浜に上陸した。この浜一帯は速見浦とわれた。

この浦辺に神輿を奉持した一団が上陸したので、浜の人達は大歓迎、附近の豪族や漁民、農民は拍手を打ち三拜九拜して鏡餅を御輿に奉ったのでこの浜のことを餅ヶ浜と云うようになったと伝承されている。

この伝承された古記録が、別府市南石垣、屋田悦男氏(51)に保存されているので、そのママを記載する。

「於是建久七丙辰三月、大友左近将監能直公、九畠ニ下向有テ、此國ヲ治メケルガ、能直公思召ル、ニハ何トソ吾國ノ氏神タル、霧ヶ岡八幡宮ヲ勧請タテマツリ朝夕ヘニ拜礼致度トテ家士能登ノ国久ヲ使者トシテ建久七丙辰年春四月相模國ニ遣シケルガ霧ヶ岡ニ詣テ八幡大神ノ御神靈ヲ請受夫ヨリ九月ニ相洲出立十月ニ此ノ濱ニ御着トナリケルニ重徳八幡大神ヲ奉敬ノ為、塚田ノ稻穀ヲ以餅ヲ制シ奉ル此時ノ由緒ヲ以テ此ノ濱ヲ名付テ餅濱ト云餅ノ備相濟ケレバ能登介国久八幡大神ヲ守護シ此餅濱ヲ御立アルニ此濱ニ御名残ノアセラレニヤ道ニヒマノ居

ラセラレテ早クレニ及ヒケレバ道ノ辺リニ清浄ナル大石アリケレバ此石ノ上に御神靈ヲ奉鎮一夜ヲ明シケルニ其夜重徳ニ神勅アリケルハ誠汝今日珍シキ餅ヲ備エ心ノ眞ナルヲ感ジ汝持タル田地ハ世々汝カ守護シ毎年ニ初穀ヲ取餅制シテ備スペシトノ靈夢ヲ蒙リシカ今ニ迄毎年、十月ノ神事ニハ餅ヲ奉備事タエス又此田ノ稻穀豊ニミノラセ玉フハ全八幡大神ノ御守ナラム此神ノ守ラセ玉田ノアリシ所ナレバ此地名ヲ夫ノ時ヨリ守田ト云後世訛テ森田ト云此事能直公奏シケレバ汝末ノ世ニ至迄八幡宮ニ仕ヘ神勤致シノ命アリ又吾屋形ニモ折々参レ厚ク御詞ノカカリテ末ノ世ノ懇志トテ鏡一面ヲ被下夫ヨリ折々御屋形ニ参リシニ能直公ノ御氣ニ入ラルカシテ御屋形ノ屋ノ字ヲ被下シカ又八幡宮ノ御神事ニ備エ奉御神食ノ餅ヲ植ル田ヲ受持シタルシルシニトテ屋田ノ二字ヲ頂戴致シ是ヨリ屋田七兵衛重徳ト改メ能直公ニ奉仕シテ八幡宮ノ神官トナル」と記され、屋田家は代々七兵衛を世襲されている。



八幡御神靈、守田上陸文書

この記録にある道端の清浄なる大石は御神靈を奉鎮して一夜を明したと伝承されていた、また神様(こうさま)神官の乗って来た馬の鞍を掛けたと伝承されていた『鞍

掛石』も、昭和三十七年迄には、守田の田の中に残存していたが、都市、区画整理の為に今は造成されて建造物が建ち並び、二つの石は跡形もない。

御輿が守田に上陸した時、餅をついたと云われる、杵臼は、現在朝見神社に保存管理されている。

(二) 一の出遷座石伝説

市内上原区十四組、生永源一氏(83)宅地裏山に遷座石と呼ばれて、シメナワを張った巨石がある。もとは同所の岩尾健司氏宅横に在ったものを、宅地造成の為に現在地に移転したものであり、地元では、一の出『遷座石』と呼んで、毎年、高橋家外数軒の人々によってお祭りが行われている。遷座石に御神靈が奉鎮されるまでに、ここまで御神幸された道程をたどってみよう――

守田に上陸した八幡様の御神靈を奉持した神伊岐守を護衛する高橋、中嶋、橋本の軍団は、守田で一夜を明かし、早朝、西のかなたをうち見れば、鶴見連峯もよく晴れて、高台の地に鶴の群が舞っている森が見える。鶴は神の使鳥、御神靈はあの地が良いと定めて、隊伍を組んだ行列は西に向って進んで行く、守田から南西に大木と云う地名がある。大木と守田の南側に流れる川を薬師川と云って今もこの川は残存している。

大木に添って塚田を通り、伍堂の地まで御神幸したとき御輿を御先導していた神伊岐守(神官)の馬が突然驚いて竿立になってヒメイをあげる、馬より下りて見れば、道端に噴出していた地獄の湯気で馬の足を焼いていた。神様(こうさま)は腹をおたてになり、この地獄をお埋めになったので、行列の御進行も大変おくれて、一の出の遷座石までお着きになったのはその日の夕方であったと伝承されている。一の出の遷座石記録によれば――

『建久七年十月(1196)神輿がこの地に着す、この岩石上に神輿を鎮座せしめられ能直公社地を竜ヶ岡となす、後、鶴見山噴火により社地が崩壊するに至り現在の朝見の地に鎮座されたのである、御輿が鎌倉より下降の際、鶴ヶ岡八幡宮の社家、福田一神伊岐守と伊豆國の高橋の荘、高橋、橋本、中嶋の三家が護衛して下降したと伝承されている』



上原区一の出(遷座石)

遷座石はもと、現在地の東北100米の位置にあたれど、

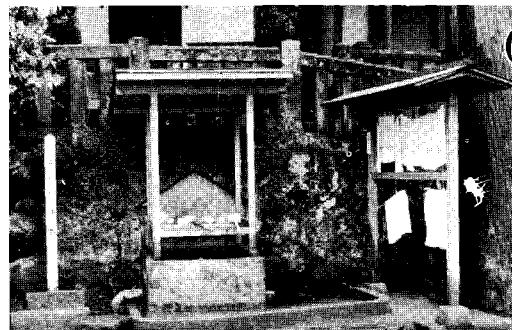
土地造成により現在地に移転したもので、毎年、高橋家外、数軒の人々によって祭礼がおこなわれているという。

(三) 奇水万太郎清水

八幡朝見神社の拝殿と斎殿の中間の玉垣の元にこんこんと湧く清水がある。この清水が、朝見石井の万太郎清水と呼ばれる名水である。田能村竹田が一書に、

「朝見ノ祠ニ詣ヅ、祠ノ西數町ニ井水有リ、石間ニ出ヅ。茶ニ宜シト相伝ヘ、里中第一ト為ス。山ヲ下リ長松寺ニ至リ、瓶ヲ洗ヒ、石井ノ水ヲ試ム。果シテ佳シ……」

と書き残しているように、古来より煎茶の水として粋人にもてはやされていた。



この清水が奇水といわれるわけは、旱ばつにも渴れることがなく、長雨にも濁らず常に湧きつづけるということである。天明年間の水飢饉のとき、村中の井戸が渇れ果てて飲料水にこと欠いた村民を救ったのがこの石井の清水であると伝えられている。

万太郎清水の名のおこりについて、堀藤吉郎氏は「別府の伝説と情話」の中に次のように述べられている。

「時に別府村流川あたりに住む万太郎という者、水の病で床にあることしばしであり重病でもある。かの医者も万太郎の余命はない今まで手を離してしまった。万太郎はしきりにせがんで水を飲みたい飲みたいと苦痛の色で家内の者に訴えるのである。医者に其の事情を話すとこの重病人に水とは何事だ、飲まずれば立所に死んでしまうと語り聞かせるのであるが、万太郎は夜となく昼となく家内の者に「水、水」と請うてやまないので、どうせ死ぬる命である、病人の言う通りにしてやろう、と朝見の清水を汲んで帰り万太郎に末期の水の思いで飲ましてやると、不思議や医者よ薬よと八方手をつくした効目もなく、回生の望みを断たれて死を待つばかりの病人であったのに、次第に薄紙をはぐ如く快方に向って来た。……こうした奇蹟があって後、村人はこの清水を万太郎清水と呼び伝えたということである。」

八幡朝見神社年表

安 部 巍

年号	干支	西紀	できごと	出典			を得て神殿ならびに樂堂を新築す	別府市誌
宝龜2年	辛亥	771	・朝見郷埋没、死者47人・埋屋43區あり	続日本紀卷32			・4月1日、遷宮の祭事を執行す	別府市誌
保元年中		1156	・朝見郷ま、保元年中以前、半不輸の宇佐宮領となっていた	宇佐大鏡	元禄14年	辛巳 1701	・8月11日、神祇官領ト部家より神主神氏に、四組木綿手縫懸用の特許状あり	「特許状」 朝見八幡宮文書
建久7年	丙辰	1159	・「10月9日、大友能直は能登之助国久に命じ、鎌倉岡八幡宮を勧請し、八幡朝見神社を創建す」という (別説に「為朝創立す」と)	速見郡史 別府市誌外	明和5年	戊子 1768	・4月5日、浜脇村忠左衛門、田地を八幡宮に永代寄進し名寄帳に記す	朝見八幡宮文書
貞応2年	癸未	1197	・10月9、「大友親秀は、朝見、庄内1300石を八幡神領として寄進す」という。	別府市誌 神氏系図	安永5年	丙申 1776	・9月、浜脇村荒金忠左衛門請状を神河内守に送り、寄附神田よりの出来高半分を、祭礼神田半々に使用勝手たるべきことを約す	朝見八幡宮文書
建治2年	丙子	1223	・9月13日、神大和字政長96才にて死去す	神氏系図	天明6年	丙午 1786	・朝見村甚右衛門は、新兵衛を受人として、松原の「下々田拾三歩」を神河内守に売渡す	朝見八幡宮文書
弘安8年	乙酉	1276	・朝見郷80町は、宇佐宮領で地頭職は土肥一王丸であった	弘安岡田帳	天明8年	戊申 1788	・この頃10月祭典極めて盛大なり	八幡宮神事観 朝見八幡宮文書
(年未詳)		1285	・龍ヶ丘の社地崩壊により、社地神殿を現在地に移す(名勝印鑑表には貞和4年とあるも史料不明)	別府市誌	享和3年	癸亥 1803	・豊後国志に「浅見八幡祠、在朝見郷朝見村、大友能直所創とあり、史料に当って徵すべし	豊後国志 朝見八幡宮文書
貞和4年	戊子	1348	・大友氏時は、田原八幡宮・深山八幡宮・木原八幡宮・大原八幡宮・同領守八幡宮の五社を建立すと言う (上記三社に能直勧進の三社である杵築若宮八幡宮・朝見八幡宮・府中若宮八幡宮をあわせて大友建立の七社と言う)	神氏系図	文化4年	丁卯 1807	・6月16日、卜部家より衣冠束帶の特許をうく	大野六郎文書 住吉宮祭礼覚
慶長3年	戊戌	1598	・別府湾沿岸の震災により、本社殿・什宝等多く漂滅すといふ(史料なし)	神氏系図	文化7年	庚午 1810	・9月、神鏡9面寄進	別府市誌
慶長5年	庚子	1600	・石垣原の合戦	別府市誌 石垣原軍記各種 松井康之軍忠狀	文化10年	癸酉 1813	・住吉祭典に朝見神社より	
慶長14年	己酉	1609	・石垣原騒動あり		文化11年	乙亥 1815	・神主、神陸奥守正容、郷民の協力を得て、神殿・拝殿ならびに廻廊一字を造営す	
慶長19年	甲寅	1614	・2月27日、惣庄屋助之丞・肝煎藤七郎・立石村助三郎・同村良介は天罰起請文を領主に提出す(朝見八幡大菩薩の名見ゆ)	松井家文書	文正11年	戊子 1828	・10月11日、大友義路、八幡朝見神社に参詣す	
慶長19年	甲寅	1614	・3月9日、浜脇村崇福寺玄香伴天連門徒の改宗につき起請文を田村三右衛門・田中角兵衛に送る	松井家文書	慶応4年	戊辰 1868	・朝廷令に神仏を分たしむ ・4月15日、八幡宮神主神陸奥寿神社神主小野伊賀・南石垣天満宮神主佐藤近江・立川伊賀、右組合総代神淡路連署し神職仏葬を廢止して神葬を許容してほしい旨、辨事伝達御役所に提出す	神葬願案
正保3年	丙戌	1646	・2月吉日、神政平は、父直入居士のため田島に一寺を建立し、田嶋山長松寺と号すと、本寺は泉福寺。(長松寺沿起と併せ考うべし)	神氏系図	明治6年	亥酉 1873	・村社に列せられ、別府・浜脇の總社となる	別府市誌
寛文10年	庚戌	1670	・地頭信門、朝見八幡宮拝殿ならびに神楽殿の再興あり。神主源太夫・朝見庄屋堀伊助・浜脇庄屋荒金権左衛門・田ノ口庄屋友永市左衛門等とはかりて再興す	別府市誌 史料不明	明治11年	戊寅 1878	・神殿に多少の修補を加う	
元禄9年	丙子	1696	・神主神正規は、別府助之丞、朝見堀基左衛門・浜脇堀吉郎		大正4年	乙卯 1915	・11月9日、神社昇格願を提出す	
					大正7年	戊申 1918	・9月12日、郷社となる	
					大正11年	壬戌 1922	・10月、工費7万円にて社殿改築、10月竣工す	
					昭和2年	丁卯 1927	・5月、斎殿ならびに能楽殿の新築造営あり	
					昭和3年	戊辰 1928	・11月18日、別府の有志、能楽奉納、雨天のため見物人すくなし	神社略記
					昭和8年	癸酉 1933	・別府市誌に八幡朝見神社のこと収載さる	別府市誌
					昭和26年	辛卯 1951	・宗教法人法が法律第126号で公布される	法126